

土木建築部における随意契約の実績（令和元年度3／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	北部土木事務所	名護宜野座線歩道設置工事(R1-1)	令和元年10月8日	4,895,000	(有)東政建設	沖縄県名護市字為又1220-145	第167条の2第1項第8号	<p>本工事は、名護宜野座線において一部歩道の幅員が狭隘になっている箇所に歩道を設置するものである。</p> <p>一般競争入札により発注したところ、入札者が無く、不調となったが、本工事箇所は北部病院が近隣にあり、また通学路でもあるため、早急な対策が必要である。</p> <p>本工事は、名護宜野座線における歩道の設置工事であり、施工の際には現道を改良すること、また、大中南交差点が近接していることから、通行車両の交通管理計画が重要となる。</p> <p>左記業者は、本工事箇所の近隣である大北交差点において街路改良工事を受注しており、本工事も含めて一体的な交通管理が可能となることから、随意契約を行った。</p>	特命随契
2	北部土木事務所	国頭東線道路施設設置工事(R1-1)	令和元年10月17日	29,469,000	(株)幸男組	沖縄県名護市大北5-20-1	第167条の2第1項第8号	<p>本工事は、ヤンバルクイナ等のロードキル対策を目的として、道路を横断するボックスカルバートを設置するものである。</p> <p>一般競争入札により発注したところ、入札者が無く、不調となったが、国頭東線においてロードキルが発生しており早急な対策が必要である。</p> <p>本工事は、現道を掘削し、ボックスカルバートを設置する工事であるが、迂回路が無いため、施工中は土留めや覆工板を設置し、安全な車両通行を確保しつつ、目的物の品質確保のため丁寧な施工が求められることから、類似工事で施工実績がある左記業者と随意契約を行った。</p>	特命随契

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	北部土木 事務所	国道505号災 害防除工事(R 1-1)	令和元年 10月17日	13,970,000	(有)義工業	沖縄県名護市字豊原21 6-22	第167条の2 第1項第8号	<p>本工事は、国道505号16.4kpにおいて落石発生の可能性のある法面の対策工事を行い、安心安全な道路交通を確保することを目的とする。</p> <p>一般競争入札により発注したが、入札者が無く、不調となったが、国道505号は緊急輸送道路であり、早急な対策が必要である。</p> <p>本工事は、国道505号の名護市呉我地内における災害防除工事であり、不安定な法面の工事であること、また、片側交互通行による規制が必要であることから徹底した安全管理が求められる。</p> <p>左記業者は、本工事と同地域内にある我部祖河川において発生した災害へ速やかな応急対応を行い、被害を最小限としたこと、また、当該地域の施工条件にも精通していることから随意契約を行った。</p>	特命随契
4	北部土木 事務所	国道449号道 路維持補修工 事(R1)	令和元年 11月27日	5,940,000	(有)義工業	沖縄県名護市字豊原21 6-22	第167条の2 第1項第8号	<p>一般競争入札にて発注したところ、応札者が無かった。本工事は路面損傷が著しい箇所における補修を行うものであり、早急な対応が必要であることから、類似する工事の実績を有する2社を選定し随意契約とした。</p>	
5	北部土木 事務所	田名野甫線災 害復旧設計業 務委託(R1)	令和元年 10月8日	3,520,000	(株)岩下建技コンサル タ ント	沖縄県浦添市前田2-1 9-16	第167条の2 第1項第5号	<p>本業務は、伊平屋村島尻地内にある県道179号田名野甫線(9.7kp付近)において、平成30年に襲来した台風24号にて生じた災害復旧工事のための設計業務委託である。</p> <p>災害復旧事業は、発生年を含めて3か年度以内の完了が原則となっており、当災害は令和2年度までに完了する必要がある。本業務の設計内容について、今年末頃までに国交省協議を行わなければ、工事工期が不足する恐れがあり緊急を要することから、当該箇所周辺で設計実績のある2者から見積書を徴集し、価格の有利な左記業者と随意契約した。</p>	

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	北部土木 事務所	国頭東線災害 復旧設計業務 委託(R1)	令和元年 10月24日	2,420,000	(株)南城技術開発	沖縄県那覇市識名1- 4-16	第167条の2 第1項第5号	本業務は平成30年の台風6号により被災し、平成31年1月より着手している災害復旧工事に係る設計業務である。 当該工事はアンカー併用の山留め式擁壁工による復旧工法を採用しており、アンカーは周面摩擦力によりもたせる設計としているが、現場を掘削し、アンカー設置付近箇所の地盤を確認したところ、当初想定した周面摩擦力が不足する箇所が確認された。 このため、早急に設計の見直しを行い、対策の再検討を行う必要があった。 よって関連する業務実績がある3者から見積書を徴収し、価格の有利な左記業者を契約相手方とした。	
7	北部土木 事務所	本部港(本部地 区)実施設計業 務委託(R1)	令和元年 11月14日	14,135,000	(株)エコー 沖縄営業所	沖縄県那覇市真嘉比3丁 目2番地18号	第167条の2 第1項第2号	本業務は官民連携による国際クルーズ拠点に選定された本部港について、20万t級のクルーズ船対応の岸壁整備に向けた設計業務である。 連携先の民間会社より、乗船客の乗降やフォークリフトの安全性確保のため既設岸壁と防舷材前面との離隔縮小と、係船時の綱取りの作業で懸念される連絡橋の構造の再検討を求められている。 これらの検討を実施するためには、円弧すべりなどの構造安定性のモデル計算が必要になることから、当該施設の実施設計を行ったコンサルタントと契約する必要があったため選定した。	特命随契
8	北部土木 事務所	国道331号災 害防除環境保 全図書作成業 務委託(R1)	令和元年 12月11日	2,178,000	沖縄環境調査(株)	沖縄県那覇市安謝2- 6-19	第167条の2 第1項第2号	本業務は、国道331号(名護市瀬嵩～汀間)における越波対策に必要な公有水面埋立免許願書に添付する環境保全図書の作成業務である。 埋立面積の縮小に伴い、環境保全図書の一部を修正する必要が生じた。 左記業者は過年度の業務内容及び現地の環境条件等について熟知し、円滑な業務遂行が期待できることから随意契約とした。	特命随契

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)橋 梁積算技術業 務委託(R1)	令和元年 11月15日	5,830,000	(一社)日本建設機械施 工協会	東京都港区芝公園3丁目 5番8号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、次年度発注予定工事の「桁製作設備損料工事」の間接工事費と「A1-P6上部工工事」の架設工法積算条件の検討業務である。</p> <p>本業務の実施にあたっては、積算基準及び機械損料算定に関する高度な専門的知識と豊富な経験が不可欠である。</p> <p>左記協会は、機械損料に関する専門機関として調査研究活動を行うとともに、多岐にわたる橋梁架設工法について、架設設備機械の数量算出と損料の解説、その積算例を、橋梁製作・架設の有識者等で構成する委員会で検討を加えた「橋梁架設工事の積算」として策定している。</p> <p>また、過年度業務において、橋梁桁製作設備損料の算定を行っており、良好な成績であるとともに損料工事の間接工事費の検討条件に精通していることから、本業務を確実に遂行できるのは、左記協会のみであるから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき左記業者と契約を行った。</p>	特命随意 契約
10	中部土木 事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R1-1)	令和元年 11月18日	3,113,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。</p> <p>内容は、工事発注資料作成及び、工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事機密情報に接することから、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センターは、県市町村の出資により設立されており、民間事業者との利害関係がない独立した機関であり、競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者がいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	中部土木 事務所	北上原地区地 すべり調査測 量設計業務委 託(R1)	令和元年 11月22日	8,250,000	(株)沖縄設計センター	沖縄県那覇市首里末吉 町3-57-6	第167条の2 第1項第5号	令和1年6月末の大雨により、北上原地内の斜面が崩壊したため、応急対応として法尻部に大型土のうを設置。斜面下部に堆積している崩壊土砂は現在も移動を続けている状況である。法尻部は沖縄自動車道と隣接しており、土砂移動が進行した場合、一般交通への影響が甚大である。 このため、H鋼による仮設土留めを緊急に設置する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、県内で地すべり事業の設計業務実績の多い8者から見積もりを徴し、最も低い額を提示した左記の業者と土留めに関する設計業務の契約をした。	
12	中部土木 事務所	中城湾港(西原 与那原地区)清 掃及び樹木管 理業務委託	令和元年 12月4日	1,500,000	(公社)西原町シルバー 人材センター	沖縄県中頭郡西原町字 与那城135	第167条の2 第1項第3号	公益社団法人西原町シルバー人材センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであることから、シルバーの人材の活躍に企むため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、地元西原町の人材センターを選定した。	特命随意 契約
13	中部土木 事務所	北上原地すべ り事業化資料 作成業務委託 (R1)	令和元年 12月5日	2,750,000	(株)沖縄設計センター	沖縄県那覇市首里末吉 町3-57-6	第167条の2 第1項第5号	本業務は、中城村北上原地すべり防止区域における事業化資料の作成を行うものである。当該地区は令和元年6月の大雨により地すべりが発生。11月23日の大雨により、変位が進行している様子が見られることから、早急に事業化し対策を施す必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、対象地区の「北上原地区地すべり調査測量設計業務委託(R1)」を履行しており、現場条件を熟知して早期の対応が可能である左記業者と契約した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和元年度3／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
14	中部土木 事務所	島袋急傾斜地 調査設計業務 委託(R1-2)	令和元年 12月13日	9,075,000	(株)大洋土木コンサル タ ント	沖縄県浦添市字港川27 2-1	第167条の2 第1項第5号	本業務は、島袋急傾斜地崩壊対策事業における調査測量設計業務委託である。現在工事中の島袋急傾斜地崩壊対策工事(R1)にて着手前測量時に進行中の法面亀裂が確認されたことから調査及び設計が必要となった。また、現在施工中であることや土砂崩壊の危険が高まったことから緊急に委託業務契約を行う必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、同地区における急傾斜地調査測量設計業務委託の実績があり、業務を円滑に実施することができる左記業者と契約した。	特命随意 契約
15	南部土木 事務所	兼城港(花咲地 区)側壁護岸工 事(R1-2)	令和元年 12月23日	5,137,000	(株)高大建設	沖縄県久米島町字銭田5 22-1	第167条の2 第1項第2号	現工事(兼城港(花咲地区)側壁護岸工事(R1)の施工中に過年度施工済みの砂防シートが強度不足であることが判明したため、砂防シートの張替が必要となった。砂防シートの張替は、現工事に密接に関連することから、現工事の工事工程に併せた対応が必要であり、他の業者に行わせることは、現工事の工事目的達成に不利となるため、本工事(兼城港(花咲地区)側壁護岸工事(R1-2))を随意契約とする。	特命随意 契約
16	南部土木 事務所	豊見城市海岸 海浜浄化業務 委託(R1)	令和元年 10月7日	1,034,000	豊見城市	沖縄県豊見城市宜保1- 1-1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、豊見城市の海岸海浜浄化業務である。良好な海岸の維持については、限られた予算で清掃時期や範囲、清掃方法など海岸毎に柔軟な対応が求められている。このため、地域のニーズに直接対応できる市町村に海岸海浜浄化業務を委託することが合理的であることから、地方自治法施行例第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和元年度3／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	南部土木 事務所	渡嘉敷港災害 復旧設計業務 委託(R1)	令和元年 10月28日	6,380,000	(株)沖縄建設技研	沖縄県浦添市字前田11 24	第167条の2 第1項第5号	令和元年9月21日に来襲した台風17号により、渡嘉敷港防波堤(南)の消波ブロック(堤頭部)が被災した。被災施設は台風波浪の影響を直接受ける港外部に位置し、近年では平成26年の台風8号、平成30年の台風24号で度々被災を受けている。同施設は航路に隣接し、定期船の安全な航行・停泊のために利用され、早期の復旧が急務である。また、災害復旧工事に係る災害査定スケジュールは、11月中旬に査定設計書の提出、11月下旬に災害査定を予定しており、災害査定及び災害復旧工事に係る資料を緊急に作成する必要がある。・業者選定理由 当該箇所は、平成26年の台風8号、平成30年の台風24号で被災した箇所と同一箇所となっており、同地区での災害復旧設計を行った業務実績、豊富な知識と経験を有している業者を選定した。・随意契約とする理由 上記の理由により、緊急性を伴うことから地方自治法施行令題167条の2第1項第5号により、当該業者と随意契約を結ぶものである。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	南部土木 事務所	令和元年度 河川事業総合 的技術支援業 務委託(その2)	令和元年 11月29日	7,271,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和元年度3／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
19	南部土木 事務所	河川・砂防事業 技術審査支援 業務委託(R1 -1)	令和元年 12月2日	1,518,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	南部土木 事務所	R1南部東道路 総合的技術支 援業務委託	令和元年 12月27日	5,841,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約
21	宮古土木 事務所	宮古管内道路 情報提供装置 修繕業務(R1)	R1.12.5	1,034,000	岩崎電気(株)沖縄営業 所	沖縄県那覇市曙1-14-31	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は宮古土木事務所管内における道路情報提供装置の点検において異常が認められた機器類の修繕を行う業務である。</p> <p>道路情報提供装置は、機器製造元の独自方式で構築されているため、製造元しか修繕対応ができないため、岩崎電気(株)沖縄営業所と随意契約を行った。</p>	特命随意 契約
22	下地島空 港管理事 務所	灯火・電力監視 制御装置及び 20KVA CVCF 保守業務委託	令和元年 10月10日	5,786,000	東芝インフラシステムズ 株式会社沖縄支店	那覇市久茂地1-7-1 琉 球総合ビル12階	第167条の2 第1項第2号	<p>灯火・電力監視制御装置は空港の灯火施設ごとに製作される特注品であり、特殊な機器設備の保守点検にはメーカー技術員の持つ専門的技術が必要である。このため当該機器を製造した(株)東芝の関連会社であり県内での保守点検サービスを実施する該社のみが本業務を遂行できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき特命随意契約を締結した。</p>	

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	技術・建設 業課	令和元年度営 繕積算システ ム等整備業務	令和元年 10月1日	2,165,900	一般財団法人 建築コス ト管理システム研究所	東京都港区西新橋3-25- 33 NP御成門ビル	第167条の2 第1項第2号	<p>営繕工事に伴う積算業務の効率化及び合理化を図る目的のため、昭和58年に旧建設省と都道府県及び政令指定都市が積算業務に関するソフトウェアの共同開発と共同利用を推進するため、「営繕積算システム開発利用協議会」を発足した。</p> <p>営繕積算システムは、本協議会からの依頼により(一財)建築コスト管理システム研究所が開発・整備し、著作権・所有権を有していることから、(一財)建築コスト管理システム研究所を随意契約の相手方とした。</p>	
24	技術・建設 業課	令和元年度フ ライアッシュコ ンクリートに関 する品質確保 等検討業務委 託	令和元年 10月8日	6,633,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮一丁 目7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、現在の沖縄県におけるフライアッシュコンクリート配合・施工指針(以下、FAC指針)では品質・性能が確認されていないフライアッシュ(CfFA)を、FAC指針に追加するために必要な耐久性試験を行う。検証にあたっては、「沖縄県のコンクリート構造物の現状やフライアッシュコンクリート(以下、FAC)の特性を熟知していること」、「FAC指針を用いてコンクリートを製造・設計・施工する機関等と利害関係のない公正・公平な立場で検証すること」が求められる。</p> <p>沖縄県建設技術センターはこれらの要件を備えた唯一の機関であるため、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約
25	技術・建設 業課	電子計算機器 等の賃貸借及 び保守に関す る契約(土木建 築部情報ネット ワークシステム サーバーの リース契約)	令和元年 11月1日	471,900	(株)創和ビジネス・マシン ズ	沖縄県那覇市泉崎二丁 目23番2号	第167条の2 第1項第7号	<p>平成26年度から(株)創和ビジネス・マシズと長期契約を締結し、業務を遂行した結果が良好であったこと、再契約することで経済的になり、同機種を継続して使用することでデータ移行・保守管理ソフトの導入等の作業が削減されることなどから、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に基づき、時価に比して著しく有利な価格で契約できる同社と契約を締結した。</p>	

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	技術・建設 業課	令和元年度電 子納品保管管 理業務委託	令和元年 12月3日	6,479,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮一丁 目7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、(公財)沖縄県建設技術センター「公共施設情報管理システム」を活用し電子納品の保管管理を行い、併せて電子化されていない過去の成果(マイクロフィルム等)を電子化し、同システムに登録する事により、さらなる利便性の向上を図る業務である。 同システムを活用した電子納品保管管理を実施することにより、台帳等の管理施設情報と連携して、工事、委託の電子成果品等のデータが検索、取得できるため、これまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになることから、同システムに関する著作権・所有権を有する(公財)沖縄県建設技術センターと特命随意契約した。	特命随契
27	道路街路 課	浦添西原線(港 川道路)牧港補 給基地補償工 事(室外機)	令和元年 10月16日	246,510,000	アメリカンエンジニアコー ポレイション	沖縄県宜野湾市大山七 丁目8番13号	第167条の2 第1項第2号	当該業務については、当初指名競争入札にて発注予定であったが、応札者無しで入札不調となった。 そこで、地方自治法施行令167条の2第1項第8号に該当することから、沖縄防衛局受注工事業者のうち経営事項審査評点上位の9者と当該契約の相手方を含む10者により随意契約のための見積合わせを行った。しかし、当該契約相手方以外の応札は無く、さらに当該契約相手方も応札後不落となった。随意契約の見積を辞退した業者へヒアリングを行ったところ、米軍(基地関連)工事に対応可能な技術者の配置が出来ないこと及び、米軍から求められる品質確保の業務遂行に課題があるため、入札辞退に至ったとのヒアリング結果となった。 以上のことから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、当該契約相手方と随意契約を締結した。	特命随意 契約
28	港湾課	令和元年度中 城湾港(西原・ 与那原地区)住 宅用地Cブロッ ク区画歩道等 改修イメージ図 作成業務委託	令和元年 12月13日	¥1,716,000円	株式会社国建	沖縄県那覇市久茂地一 丁目2番20号	第167条の2 第1項第2号	株式会社国建は平成17年度中城湾港(西原・与那原地区)住宅用地住宅地Cブロック区画割平面図作成業務委託等、開発当時の設計等を行った実績があり、現場状況及び検討手法を熟知している。現況の確認、検討における時間短縮及びコスト削減が可能な業者であるため選定した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
29	港湾課	令和元年度兼 城港旅客待合 所設計業務	令和元年 12月18日	179,238	株式会社 宮平設計	沖縄県那覇市首里山川 町三丁目61番9号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、平成30年度履行完了した兼城港旅客待合所設計業務の継続業務であり、建築基準法第18条第2項の規定による計画通知手続業務を目的とする。事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前業務と同一の社を契約の相手方とした。	特命随意 契約
30	空港課	新石垣空港電 源局舎防水等 工事	令和元年 12月27日	8,800,000	八重山興業株式会社	石垣市字大川547番地	第167条の2 第1項第8号	本工事は令和元年11月に一般競争入札を実施したが入札参加者がおらず、不調となった。再度の入札手続きを行うとすれば、工期等の関係により、来年度の台風シーズン前に工事を完了させることができないため、航空灯火施設の運用停止につながる恐れがあり、再度の入札手続きを行う時間的余裕がなかった。 よって、当該建物の新築時における施工業者及び、本工事にかかる設計業務において見積りを提出している2社の計3社へ見積依頼を行い、左記業者を契約相手方とした。	
31	建築指導課	令和元年度簡 易診断技術者 派遣等事業委 託業務	令和元年 10月21日	14,802,820	特定非営利活動法人 沖縄県建築設計サポート センター	沖縄県浦添市安波茶1丁 目32番13号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。参加表明書、技術提案書について技術審査会及び指名審査会において審査し、左の者を契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
32	建築指導課	令和元年度沖 縄県アスベスト データベース作 成(建築物所有 者特定業務)支 援委託業務	令和元年 11月20日	3,443,000	一般財団法人建築行政 情報センター	東京都新宿区神楽坂1丁 目15番地	第167条の2 第1項第2号	建築行政共用データベースシステムは、建築行政に係る事務処理の迅速化をはかるため構築された。同システムは国、特定行政庁および民間確認検査機関等の相互情報共有のため、開発・運営を(一財)建築行政情報センターがおこなっており、同社以外に契約できる機関はない。	特命随意 契約
33	建築指導課	令和元年度被 災建築物の応 急危険度判定 体制整備業務	令和元年 11月25日	2,316,600	公益社団法人沖縄県建 築士会	沖縄県浦添市西原1丁目 4番26号	第167条の2 第1項第2号	沖縄県建築士会は、県内被災建築物応急危険度判定登録者の半数以上が入会しており、同団体が応急危険度判定体制整備の主体を担っている。また、平成6年から昨年まで応急危険度講習会を続けており、県内では、応急危険度判定及び同訓練の技術・ノウハウを持つ唯一の団体である。以上の理由により契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和元年度3／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
34	施設建築課	具志川職業能力開発校別館1階改修工事等設計業務	令和元年11月25日 改定 R1.12.19	当初 3,025,000 改定 3,603,600	パセオ建築設計室	沖縄県うるま市字喜屋武311-4	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第8号	<p>本業務委託については、令和元年6月3日に10者を指名した指名競争入札を実施したが、参加が1者のみ出会ったため、入札を中止した。その後、一般競争入札方式に切り替え、7月8日に公告したが、応札者がなく、不調に終わった。続いて、うるま市内の建築士事務所へ個別問い合わせの上、受注意思のあった3者による見積合わせを行ったが、予定価格超過のため不発となった。</p> <p>そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約とした。</p> <p>なお、随意契約の相手方は、3者による見積合わせの際、最も予定価格に近い見積額であった左記業者とした。</p>	特命随意契約
35	施設建築課	沖縄県立若夏学院校舎大規模改修工事監理業務	令和元年11月8日	1,991,000	伊佐設計工房	沖縄県うるま市字赤道173-2	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第2号	<p>監理対象工事に係る施設調査、設計業務については、左記設計者により完了している。今回工事は、施設を利用しながらの工事であるため、工事中予期せぬ事態が発生した場合、生徒の安全確保を最優先に考え、早急な対応が求められる。また、施設や敷地周辺の状況、施設担当者の要望等を十分に把握している左記設計者と契約を結ぶことで工事の確実かつ円滑な進行が図られる。</p> <p>以上のことから、左記設計者に当該工事の工事監理業務を委託することが適切であり、競争入札に適さない。</p> <p>よって、左記設計者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行った。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
36	施設建築課	令和元年度 金属製建具工 事費特別調査 業務	令和元年 11月21日	1,089,000	(一財)経済調査会	沖縄県那覇市松山1丁目 1番19号	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第2号	<p>今回対象業務は、当課発注の「県営大謝名団地建替工事(第3期・建築1工区)における金属製建具の価格調査を行う業務である。</p> <p>アルミサッシの単価は、左記業者発行の「積算資料」に本県単価の掲載はあるが、公共建築物が求める使用に適合していないため、専門業者からの見積対応が一般的となっている。</p> <p>今回の調査対象建物も専門業者からの見積徴収済みであるが、特別調査を行うことにより、市場価格の把握と専門業者からの見積価格との比較が可能となり、適切な積算が行われることとなる。</p> <p>市場単価調査については、特殊の技術や知識を要するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、前年度実績のある左記業者を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
37	施設建築課	県営美田市街 地住宅外壁等 改修工事監理 業務	令和元年 12月4日	2,915,000	(有)東浜建築事務所	沖縄県那覇市高良2-7 -61	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第2号	<p>今回、当該業務の対象となる工事内容は、県営美田市街地住宅外壁クラック補修及び塗装等の施設維持保全に資するためのものである。当工事に係る設計業務は、左記業者により行われており、当初設計平成28年3月29日完了、修正設計令和元年9月17日完了している。</p> <p>今回の外壁等改修工事は、目視で確認できる範囲で設計を行っており、実際に足場等を組み、状況を確認しながら工事を進めるため、変更設計等迅速な対応が必要となる。また、今回の工事は、施設を利用しながらの工事であるため、設計段階では予期せぬ事態が発生した場合は、適切な対応が求められることとなり、施設や施設周辺の状況、施設管理者の要望等を十分に把握している必要がある。</p> <p>左記業者は、設計業務の実施を通じ、施設等の状況把握等に精通していることから、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p> <p>よって、左記業者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和元年度3／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
38	施設建築課	県営団地昇降機改修工事(H29)修正設計業務(R01)	令和元年12月18日	1,089,000	(株)環境設計国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<p>当該修正設計の対象である設計業務「県営団地昇降機改修工事(H29)設計業務」は、左記業者により平成29年度に完了している。</p> <p>当該修正設計は、図面の修正、見積の再収集、内訳書の再作成等を実施するものであり、左記業者に再び委託することにより、効率的な業務の進捗が期待できる。また、左記業者以外に業務を委託した場合は、設計に起因する不具合についての責任の所在が不明瞭になることが懸念される。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、左記業者と随意契約を行い、また、沖縄県財務規則第139条ただし書きの特別の事情により、左記1者から見積書を取るものとした。</p>	特命随意契約
39	施設建築課	防災無線宮古中継局・山川テレビ中継局解体工事	令和元年10月11日	13,706,000	(資)宗建設	沖縄県宮古島市伊良部字国仲645-1	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	<p>本工事については、令和元年7月25日の指名競争入札(宮古・八重山土木事務所管内の解体工事業者19社指名)にて、2社の応札があったが不落となった。予定価格の見直しのうえ、9月2日に県内全解体工事業者対象とした一般競争入札を実施したが、応札者が無く不調に終わった。その為、地方自治法施行令167条の2第1項第8号による随意契約を行った。なお、契約相手方については、宮古島市における解体工事業者6社ヒアリングのうえ、受注意思の確認がとれた3社から見積を徴収のうえ決定した。</p>	
40	施設建築課	沖縄県立若夏学院校舎大規模改修工事	令和元年10月31日	46,750,000	(株)金城組	沖縄県那覇市字安里45	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	<p>沖縄県立若夏学院校舎大規模改修工事の契約にあたり一般競争入札を実施したところ、二社の応札があったが、三回の入札はいずれも予定価格を超過となったため、入札の取りやめとなった。今回の一般競争においては、参加資格対象事業者の範囲を大きく拡げており、これ以上の要件緩和はできない。また当工事は三回目の再度広告入札であり、再度入札する時間的余裕も無い。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に該当するので、入札参加した二社のうち最も安価な入札参加者と不落随契約の協議をした。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
41	住宅課	県営住宅標準 設計BIMモデル 委託業務	令和元年 10月1日	17,765,000	(株)泉設計・アアキ前田 (株)設計共同体 ①株式会社泉設計 ②アアキ前田株式会社	①沖縄県那覇市楚辺3丁 目3番11号 ②沖縄県那覇市首里平 良町1-29-8-102	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行い、企画 提案内容の評価が高い者を契約の相手方とし て選定した。	
42	下水道事 務所	安謝幹線圧送 管布設替調査 設計業務	令和元年 10月1日	10,890,000	(株)日興建設コンサル タント	沖縄県浦添市伊祖3丁目 44番3号	第167条の2 第1項第2号	本業務では、支障物件の調査、仮設工法検 討のためのボーリング調査、既設管補強設計、 布設替え設計の段階的な検討を要し、都度、必 要な成果を納品させ、手戻りが無いように関係 機関との調整を密に行う必要がある。 (株)日興建設コンサルタントは、平成30年度 及び令和元年度に、下水道事務所と現場技術 業務委託(維持管理)を締結しており、これまで の安謝幹線圧送管空洞化及び破損箇所の仮 復旧の設計及び施工管理を通して以下の検討 を行っており、現場の状況に特に精通し、本業 務に速やかに着手できることから地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号の規定に基 づき、当該業者と特命随意契約を締結した。 1. 架空線の移設および復旧について 2. 仮設工(地下埋設物の確認および防護)に ついて 3. 土留工、地盤改良、管布設工、舗装撤去 復旧工について	特命随意 契約
43	下水道事 務所	汚泥脱水棟2 号遠心脱水機 他修繕(西原)	令和元年 10月10日	14,190,000	株式会社西原環境おきな わ	沖縄県那覇市銘苅二丁 目5番28号	第167条の2 第1項第2号	当該脱水機は特注品であり、精密な整備が要 求される回転機械である。特殊な構造の当該 機器の分解・組立・取付及び各部品の交換・隙 間調整等は高度な知識と熟練した技術・判断 が必要であり、製造メーカー技術員の知識・技 術が要求される。 よって、製造メーカー(株)西原環境の沖縄地 区担当として協力関係にある(株)西原環境お きなわと地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号の規定に基づき、特命随意契約を締 結した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和元年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根 拠)	契約の相手方の選定理由	その他
44	下水道事 務所	オゾン設備点 検業務委託(那 覇)(R1)	令和元年 10月28日	2,970,000	東芝インフラシステムズ 株式会社 沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1- 7-1	第167条の2 第1項第2号	オゾン設備については、その特殊性から製造 メーカーが少なく、また各メーカーによってオゾ ン発生方法、機器構造等が異なっているため 特殊な専門技術が必要である。 このため、当設備を設置した(株)東芝の関連 会社であり、保守・点検サービスを行っている 東芝インフラシステムズ株式会社の沖縄支店 のみが本業務を遂行できるため、当社と地方自 治法施行令第167条の2第1項第2号の規定 に基づき、特命随意契約を締結した。	特命随意 契約